

# 上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この実施要領は、上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業（以下「本事業」という。）の契約の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 プロポーザルの内容

- (1) 名 称 上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 公募型プロポーザル
- (2) 主 催 者 上田市有害鳥獣駆除対策協議会（上田市）
- (3) 担当部署 産業振興部森林整備課

## 3 事業概要

- (1) 事業の名称 上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業
- (2) 事業の内容 別紙「上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 長野県上田市丸子・武石地域
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日
- (5) 上限金額 総事業費 2,519,000 円（消費税及び地方消費税込み）

<特記事項>

※1 本事業で導入した丸子・武石地域において、導入効果が良好であった場合、令和8年度以降も契約を更新する予定である。但し、所要予算が成立しなかった場合は、この限りではない。

※2 本事業で導入した効果を検証後、良好であった場合は市内他地域での導入を検討する。

## 4 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和7年8月18日（金）から10月2日（木）まで
- (2) 配布方法 当市ホームページからダウンロードによる配布

## 5 実施スケジュール

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

|            |               |
|------------|---------------|
| 参加申込受付開始   | 令和7年8月18日（月）  |
| 質問受付期限     | 令和7年8月25日（月）  |
| 質問回答       | 令和7年9月3日（水）   |
| 参加申込期限     | 令和7年10月2日（木）  |
| 提案資格確認結果通知 | 令和7年10月3日（金）  |
| 提案書等提出期限   | 令和7年10月10日（金） |

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| ※提案者 3 名以上の場合<br>書面審査の選定結果通知 | 令和 7 年 10 月 15 日（水） |
| プレゼンテーション（審査会）               | 令和 7 年 10 月 21 日（火） |
| 結果通知                         | 令和 7 年 10 月 23 日（木） |

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明時点において、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 参加申込期限（令和 7 年 10 月 2 日）までに、上田市物品入札（見積）参加願提出業者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (6) 令和 7 年 8 月 18 日現在、提案するシステムが過去 3 年以内に複数の地方公共団体で導入実績があり、稼働していること。

## 7 参加手続き

本プロポーザルに参加し、提案書等の提出をする者は、次の参加申込書等を提出しなければならない。

### (1) 提出書類

|                  |     |
|------------------|-----|
| ア 参加申込書（様式 1）    | 1 部 |
| イ 会社概要（様式 2）     | 1 部 |
| ウ 業務に関する実績（様式 3） | 1 部 |

### (2) 提出期限

令和 7 年 8 月 18 日（金）から令和 7 年 10 月 2 日（木） 午後 5 時 15 分まで

※提出期限に遅れたもの、必要書類の提出がない場合や不備がある場合は参加を認めない。

### (3) 提出先

上田市産業振興部森林整備課（「13 問合せ・書類提出先」参照）

### (4) 提出方法

ア 持参又は郵送（提出期限内必着）により提出すること。

イ 持参による受付の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。なお、提出時には書類を受領するのみとし、説明・質問等は受け付け

ない。

(5) 参加資格の通知等

参加申込者については、その資格を確認し、令和7年10月3日（金）までに電子メールで参加資格確認結果について通知する。

## 8 質問の受付及び回答方法

質問の受付及び質問に対する回答は以下のとおり行う。

(1) 質問受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月25日（月） 午後5時15分まで。

(2) 提出方法

ア 質問書（様式4）を作成し、担当（「13 問合せ・書類提出先」参照）まで電子メールにて提出すること。

イ 件名は「上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 質問書（参加希望者名）」とすること。

ウ 電話での質問には応じない。但し、質問の内容に疑義が生じた場合は質問者へ電話で問い合わせる場合がある。

(3) 回答方法

質問者に電子メールで回答するとともに、すべての質問の一覧表を作成し、令和7年9月3日（水）までに当市ホームページの案件公募に係るページに掲載する。

## 9 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 提案書提出届（様式5） 1部

イ 提案書（任意様式） 正本1部、副本7部

（ア） 表紙に「上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 提案書」と記載すること。

（イ） 提案書は別紙「上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業 仕様書」の内容に基づいた提案書とし、以下の内容がわかるものとする。

|   | 項目           | 記載内容                                                                                  |
|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 基本方針         | ・捕獲通知システムに対する基本的な考え方や当市の求める内容に対しての取組方針、提案システムにより実現可能なことについて                           |
| 2 | システム構成       | 【仕様書「6 システムの内容の記載内容を踏まえて記載】<br>・本システムの稼働に必要な条件<br>・当市で展開していくにあたっての、システム柔軟性や今後の発展性について |
| 3 | システムの操作性・視認性 | ・システムの機能一覧や運用イメージについて                                                                 |

|   |            |                                                                                                           |
|---|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |            | ・システムの視認性や操作の効率性、操作方法の容易性等について                                                                            |
| 4 | 各機能の特徴等    | ・当市が要件とする各機能の特徴等について                                                                                      |
| 5 | 電波シミュレーション | ・親機から子機がどれくらい離れても使用可能か、電波の有効範囲について<br>※なお、親機の設置予定箇所は、丸子地域自治センター（上田市上丸子 1612）又は、武石地域自治センター（上田市下武石 742）とする。 |
| 6 | 導入支援       | 【仕様書「7 システム導入」の記載内容を踏まえ記載】<br>・システム導入にあたっての作業手順、導入スケジュール、研修に対する基本的な考え方、研修内容等について                          |
| 7 | サポート体制     | 【仕様書「8 運用保守」の記載内容を踏まえ記載】<br>・サポートの基本的な考え方、サポート体制、内容、対応可能な時間、障害対応等について                                     |

(ウ) 提案書は A4 版で作成し、30 ページ以内とすること。(資料やイメージ図など、見やすくするために A3 版を利用してもよいが、A3 版は 2 ページとして扱い、A4 版と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。) なお、表紙、裏表紙、目次は上記ページ数に含めず、縦・横の指定はない

(エ) 提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ専門用語を使用せず、平易な表現とすること。

(オ) 提案書を補足するパンフレット、カタログ等があれば併せて 8 部提出すること。

ウ 機能要件調査票（様式 6） 正本 1 部、副本 7 部

エ 見積書（様式 7） 1 部（封書）

(ア) 見積書には総額（消費税を含む）を記載し、今年度導入にかかる費用（導入にかかる費用と 4 か月分の利用料）がわかるように内訳書（任意様式）を添付すること。

※導入に係る費用は、初期費用として貴社において必須のものに限る。

(イ) 利用料については、基本料金、オプション料金に分かれている場合は内訳を記載すること。

(ウ) 見積書に記載する金額は実証としての金額ではなく、今後事業を実装していくにあたっての標準的な金額とすること。

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時 15 分まで

郵送の場合は、令和 7 年 10 月 10 日（金）までに上田郵便局に到着し、同日 24 時までに受領印が表示されたものを有効とする。

※期限後の提出は受け付けない。

(3) 提出先

上田市産業振興部森林整備課（「13 問合せ・書類提出先」参照）

(4) 提出方法

- ア 持参又は郵送（提出期限内必着）により提出すること。
- イ 持参による受付の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。なお、提出時には書類を受領するのみとし、説明・質問等は受け付けない。

(5) 提出部数等

「(1) 提出書類」に記載の部数とする。

(6) 留意事項

- ア 提出期限内に提案書の提出がない場合、参加資格を失う。
- イ 提出期限後の提案書の追加、修正及び差し替えは一切認めない。
- ウ 提出された提案書等は、必要に応じて複製（当市での使用に限る。）することがある。
- エ 参加申込書の提出以降に参加を辞退する場合は、その旨の文書（任意様式）を提出すること。

## 10 審査方法

(1) 審査方法

- ア 審査は別に設置する上田市鳥獣捕獲先端技術導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」）が、提出された提案書等、見積書、及びプレゼンテーション内容を審査基準に基づき審査をする。審査員は５名の総得点を最終的な審査対象とする。
- イ 提案書の提出者が３者を超える場合については、選定委員会は提案書による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

(2) 選定方法

- ア 提出された提案書等、見積書、及びプレゼンテーション内容で審査の結果、得点の最も高い業者を候補者として選定する。但し、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準（得点総計の６割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。また、最高得点業者が複数あった場合は以下のとおりとする。

なお、見積書の金額が予定価格（非公開）を超える場合は失格とする。

- ① 審査基準における「企画提案」の評価点が高い方を上位とする。
- ② 「企画提案」の評価点も同点の場合は、選定委員会で検討の上、候補者を決定する。

- イ 選定した候補者が辞退又は失格となった場合は、得点の合計が高い者から順に候補者とする。

(3) 審査基準

提案書等の評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

| 評価項目 |                                      | 配点 |
|------|--------------------------------------|----|
| 業務実績 | ・類似業務の実績を十分に有しているか。                  | 10 |
| 業務体制 | ・円滑に業務を遂行するための管理体制、バックアップ体制が示されているか。 | 5  |

|           |                                                                                              |     |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|           | ・市からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制か。                                                                     |     |
| 理解度       | ・当該事業の趣旨及び内容を十分に理解しているか。<br>・当該事業の趣旨に沿った的確な提案がされているか。                                        | 10  |
| 企画提案      | ・使用者（捕獲従事者、市職員）にとって分かりやすい工夫がなされているか。                                                         | 5   |
|           | ・提案内容が具体的で実現性の高いものになっているか。<br>・提案内容や手順に問題がないか。                                               | 10  |
|           | ・付加価値を高めるような独自性を有する提案があるか。                                                                   | 20  |
| プレゼンテーション | ・分かりやすい説明、回答がなされているか。<br>・説明及び質疑応答から、知識や経験、コミュニケーション能力等の高さが感じられるか。<br>・業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。 | 10  |
| 見積書       | ・見積金額、見積内容は経済性が高く適切なものか。                                                                     | 30  |
| 合計        |                                                                                              | 100 |

(4) プレゼンテーション

ア 開催期日 令和7年10月21日（火）

※時間帯等（午後の予定）の詳細については、提案者ごとに別途通知する。

イ 開催場所：上田市役所本庁舎3階会議室

ウ 出席者：3名以内

エ 提案方法

（ア） 提案者による提案形式とし、提案時間は1者につき20分以内とする。

① 提案事業者が提出した「提案書」による説明（10分）

② 実機によるデモンストレーション（10分）

（上記時間のほかに準備5分、質疑応答15分、撤去5分）

（イ） 説明は提出した提案書に基づき行うこととし、追加資料等の配布は認めない。

（ウ） システムのデモンストレーションには以下の内容を含めること。

① 子機の操作について

② 子機が作動した際の通知機能について

③ システム管理画面の子機稼働状況について

オ その他

（ア） プレゼンテーションは非公開とし、順番は提案書等の提出順とする。

（イ） 提案者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する

（ウ） パソコン等の必要な機器は提案者にて用意すること。ただし、プレゼンテーションに必要な機器のうち、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルについては当市で用意する。

(5) 審査結果

選定結果は審査終了後 10 月 23 日（木）までに提案書提出者に通知する。なお、審査結果は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

11 契約手続

選定された候補者と細部の仕様調整の上、随意契約を締結する。なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに失格事項に該当した場合は、次点候補者から順に契約交渉を行うこととする。

12 その他の留意事項

- (1) 提案に要した経費は、すべて企画提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案に係る書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等、審査内容は非公開とする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合
  - イ 本要領による手続き等に適合しない場合
  - ウ 提出書類に虚偽あった場合
  - エ 見積書の金額が当市の定める予定価格（非公開）を超える場合
  - オ 本プロポーザル関係者に対して、審査の公平性を阻害する行為が判明した場合
- (5) 選定結果に関する一切の異議申し立ては受け付けない。

13 問合せ・書類提出先

〒386－8601 長野県上田市大手1丁目11番16号

事務局：上田市産業振興部森林整備課

TEL：0268－23－5124

E-mail：[sinrin@city.ueda.nagano.jp](mailto:sinrin@city.ueda.nagano.jp)